

令和8年度 目黒区障害者青年・成人期余暇活動支援事業補助金 申請の手引き

1. 趣旨

目黒区に住む18歳以上65歳未満の障害者及びその家族(以下、「障害者等」とします。)の日常生活の拡充を目的として、特定非営利活動法人等が提供する余暇活動支援事業に対して補助金を交付します。

2. 対象事業

- ・障害者等が行うスポーツ、レクリエーション、趣味の活動等の余暇活動の提供
- ・障害者等が社会生活や余暇活動の幅を広げることができる地域との交流活動
- ・障害者等への余暇活動に関する情報提供及び相談支援

※次のような事業は対象になりません。

- ・目黒区や他の公共的団体等から補助金や助成金を受けている事業
- ・営利を目的とする事業
- ・政治性、宗教性のある事業

3. 補助対象期間

令和8年4月から令和9年3月までに行う余暇活動支援事業

4. 申込ができる法人

- ・本拠地を目黒区内に有する障害福祉サービスを実施している特定非営利活動法人等
- ・法人が提供する障害福祉サービス利用者名簿のうち、3分の2以上が目黒区在住の障害者等であること。

5. 補助対象経費

- ・賃金
※「時間単価(上限 1,500 円)×1日の活動時間×補助対象職員数」の年間合計額
- ・講師、看護師、手話通訳士等への謝金
- ・活動会場の借上げ費用
- ・ボランティア保険料、団体保険料
- ・材料費
- ・備品購入費
- ・消耗品費

※次のような経費は対象となりません。

- ・交際費(慶弔費を含む)
- ・食糧費(新年会等を含む)
- ・使途用途が決定していない経費(雑費、予備費等)

6. 補助金額

1法人につき、100万円を上限とします。

7. 申請方法

下記の書類を、郵送もしくは持参して令和8年3月13日(金)17:00までに申請窓口へ提出してください。

- ・目黒区障害者青年・成人期余暇活動支援事業補助金交付申請書(第1号様式)
- ・年間活動計画書(第2号様式)
- ・事業予算書
- ・役員名簿
- ・利用者名簿
- ・定款
- ・その他活動内容のわかるもの
- ・申請担当者の連絡先のわかるもの

<p><申請窓口> 〒153-8573 目黒区上目黒 2-19-15 目黒区障害施策推進課計画推進係</p>
--

8. 審査と交付決定

提出された年間事業計画書等に基づき、補助の可否を審査し、交付決定をします。交付が決定した法人へは「交付決定通知書」を、残念ながら交付対象にならなかった法人へは「交付不採用通知書」を送付します。

なお、活動の内容や全体の申込件数によっては、助成金交付に条件をつける場合や、減額または交付しない場合があります。

9. 補助金を受けた法人の責務

交付決定を受けた法人は補助金を交付目的・交付決定の内容に沿って使用し、事業をおこなってください。補助金を助成対象経費以外のほかの用途に流用することはできません。

なお、交付決定の内容に沿った事業が行われていないことが認められた場合には、区が指導を行い、改善されない場合には交付決定を取り消す場合があります。

10. 事業報告

1年間の事業終了後、実績報告として令和9年4月末までに所定の様式等で事業報告を行ってください。

11. 補助金確定

実績報告書を審査し、適正と認められた場合には、「補助金確定通知書」を送付します。

確定した金額よりも補助額が多い場合(残額が生じた場合)には差額を返還していただきます。